

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 令和4年8月26日(金)午後7時00分～午後7時45分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
2 番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)
3 番委員 益 田 麻衣子
4 番委員 井 上 孝 男
5 番委員 菱 木 俊 匡

3 説明員等氏名

教育部長	飯 田 義 一
文化部長	鈴 木 裕 一
教育部副部長	栢 沼 教 勝
文化部副部長	小 澤 寛 之
教育総務課長	岡 田 夏 十
学校安全課長	内 田 文 明
学校施設担当課長	志 村 康 次
教育指導課長	中 山 晋
教育相談担当課長	西 村 泰 和
生涯学習課長	田 村 直 美
図書館長	佐 次 安 一
教育指導課指導主事	鈴 木 孝 宗
教育指導課指導主事	津 田 裕 子
教育総務課副課長	加 藤 和 永
学校安全課専門監 (事務局)	松 井 和 重
教育総務課主査	菊 川 香 織

4 議事日程

日程第1 議案第21号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

5 報告事項

(1) 電子図書館事業の開始について (図書館)

6 議事日程

日程第2 報告第4号 事務の臨時代理の報告(令和4年度小田原市一般会計補正予算)
について (教育部・文化部)

日程第3 議案第22号 令和4年度教育委員会事務の点検・評価について (教育総務課)

日程第4 議案第23号 いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針について

(教育総務課)

7 報告事項

- (2) 第2期小田原市教育大綱(素案)及び第4期小田原市教育振興基本計画(素案)について (教育総務課)

8 議事等の概要

- (1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

- (2) 7月定例会議事録の承認

- (3) 議事録署名委員の決定…2番 吉田委員、3番 益田委員に決定

-
- (4) 日程第1 議案第21号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

○図書課長 それでは、私から御説明申し上げます。

図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に置くことができることとされ、同条第2項により「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」とされております。本件は、来月、9月30日をもって任期満了となります図書館協議会委員の改選にあたり、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第10号により附属機関の委員の任命につきましては、教育委員会の会議に附さなければならないこととされておりますので、この規定を受けまして、本委員会にてお諮りするものでございます。

なお、小田原市図書館条例第6条第1項の規定により、委員数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から、教育委員会が任命することとされており、同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとなっております。

このたびの委員候補者は、議案第21号の別紙の名簿に記載いたしました8名でございます。8名の方のうち6名の方につきましては、再任となりますが、学識経験のある者の2名を除いた3名の方は、市校長会及び市PTA連絡協議会などの団体から御推薦をいただいております。

新たに任命する方は、候補者名簿の下から2行目及び1行目の市民委員の勝川れい子氏、長谷川貴幸氏の2名でございます。市民委員につきましては、令和4年5月10日から6月24日まで公募を行いましたところ、8名の方から御応募がございましたので、文化部長、文化部副部長、図書館長の3名が、応募申込書類と面接による採点を実施いたしました。この結果、勝川れい子氏、長谷川貴幸氏の2名を選考させていただき、候補者として提案させていただくものです。

なお、今回、任命する図書館協議会委員の任期につきましては、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間となります。

以上をもちまして、説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 報告事項 (1) 電子図書館事業の開始について (図書館)

○図書館長 それでは、私から御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

多様化する図書館利用者の利便性を高め、市民等に対する図書サービスの拡大・向上を図るとともに、読書バリアフリー法に基づく視覚障がい者等の読書環境の向上に寄与することを目的として、電子図書館事業を開始し、令和4年10月27日から電子書籍の貸出等のサービスを実施するものです。

電子図書館は、図書館に来館しなくても、インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレット端末などから電子書籍の貸出、返却、検索等ができ、読書を楽しむことができるものでございます。

利用対象者としたしましては、小田原市在住・在勤・在学で、有効な利用者カードをお持ちの方となります。利用者は「小田原市電子図書館」のサイトにアクセスし、利用者IDとパスワードを入力して電子図書館にログインし、電子書籍サービスを利用することとなります。

貸出冊数と期間については、一度に貸出しができる貸出冊数は3点で、貸出期間は2週間以内になります。

今年度導入する電子書籍の所蔵冊数は、1000冊程度を予定しており、10月の事業開始時点で500冊程度を所蔵し、その後、毎月100冊程度ずつ追加していくものであります。

以上をもちまして、説明を終わります。

(質疑・意見等)

○吉田委員 電子図書館事業とても素晴らしいと思います。私も利用したいなと思ったぐらいなんですけれども、所蔵する本の種類として、もちろん視覚障がい者用の読み上げ機能に対応した書籍というのはとても必要だと思いますけれども、お子さんとか子育て世代向けの図書を充実させるということなんですけれども、忙しい方が図書館を利用するのに、やはり電子図書館ってとても便利だと思うんですね。返すのも自動的に返却されるということですから、いずれですけれども、幅広い世代が利用できるようになっていくと嬉しいと思います。

ぜひよろしく願いいたします

(その他質疑・意見等なし)

(6) 日程第2 報告第4号 事務の臨時代理の報告 (令和4年度小田原市一般会計補正

予算)について

(教育部・文化部)

○教育部副部長 市議会9月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

私からは、教育部所管分について御説明しますので、議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和4年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

歳入予算については、歳出で合わせて御説明します。

それでは、歳出予算の詳細について御説明いたしますので、裏面の「学校給食センター建設予定地用地取得」を御覧ください。

はじめに、1概要でございますが、老朽化が著しい小田原市学校給食センターを建て替えるに当たりまして、現在、小田原市上下水道局が所有する第三水源地資材置場を建設用地として取得するものです。

次に、2対象でございますが、(1)取得地の場所については、小田原市成田1111の一部、及び1112の2筆となり、4位置図にありますとおり、現在の学校給食センターの北西に位置する場所となります。

(2)取得予定面積は、4000.95平方メートルであり、不動産鑑定士による鑑定評価の結果、(3)不動産鑑定評価額については、2億6104万8081円となります。(4)取得の相手方は、小田原市上下水道局となり、(5)取得時期については、令和4年11月を予定しております。

次に、3事業費は、2億5151万2千円で、この金額は、先ほど申し上げた不動産鑑定評価額から、令和3年度に学校安全課が執行した上下水道局高田浄水場敷地内にある既存建物の解体費用の953万7千円を控除したものです。なお、財源といたしましては、市債2億3570万円を充当しております。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 それでは、文化部所管の「令和4年度補正予算概要」について私から御説明申し上げます。

歳入を御覧ください。

令和4年度小田原市一般会計補正予算、(項)国庫補助金、(目)教育費補助金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金につきましては、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付される交付金で、今般、本市が内示を受けたことから、令和4年度当初予算にて計上いたしました生涯学習センター本館室内照明器具LED化事業の財源として活用すべく、補助率2分の1に該当する所要額を計上したものであります。

(項)市債、(目)教育債(節)社会教育債につきましては、ただいま御説明した国交付金の充当による財源調整として、市債を減ずるものであります。

以上で、私からの説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(7) 日程第3 議案第22号 令和4年度教育委員会事務の点検・評価について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の報告書(案)の1ページをお開きいただきたいと思います。

お開きいただいた1ページから4ページまでは、令和3年度教育委員会の活動状況として、定例会等案件や会議等への出席状況を記載しております。

次に、5ページをお開きください。

こちらには、点検・評価の目的、点検・評価の実施方法などについて記載しております。令和4年度教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに当たっては、現行の小田原市学校教育振興基本計画の対象期間が令和4年度で終了することから、計画に位置付けた9つの重点方針に沿って、取組全般に対して点検・評価を実施し、幅広く御意見をいただきました。

点検・評価者から頂いた主な意見については、小田原市教育振興基本計画の改定作業に反映させていくとともに、来年の点検・評価までの間に、事務局としての考え方や対応を随時教育委員会定例会で報告、御協議をいただきながら、事業への反映に努めてまいります。

7ページをお開きください。ここからは、11ページまで、9つの重点方針に沿って、取組全般に対していただいた御意見を記載しております。

各重点方針ごとに、いくつか御意見を紹介させていただきます。

アの「学ぶ力」につきましては、学力学習状況調査の結果を、経年で捉えて伸びや変容を見ていく必要があるのではないかといった御意見や、学ぶ力の成果指標の設定について、活動の成果だけでなく、成長が測れるような指標を、次期計画で設定してほしいなどの御意見をいただきました。

8ページを御覧ください。イの「豊かな心」でございます。こちらでは、コロナ禍における情操教育の充実に関しての御意見や、生徒指導員にふさわしい人材確保や適正配置に関する御意見をいただいております。

ウの「健やかな体」でございますが、部活動の地域指導者の人材や地域移行に関する御意見のほか、学校の体育授業に力を入れ、体と心を一体で育てほしいといった御意見をいただきました。

9 ページをお開き下さい。エの「生活力」では、放課後児童クラブの運営について保護者の意向変化も把握しながら取り組んでほしいという御意見や、通学路の危険箇所の点検に関しての御要望をいただきました。

オの「家庭教育」については、家庭学習の改善に関する御意見のほか、おだわらっ子の約束が少し下火になってきている印象があるので、看板を修繕などして普及を図ってはどうかといった御助言をいただきました。

カの「就学前教育」でございます。ここでは、公私幼保の役割分担についてや小学校との連携の必要性についての御意見をいただきました。

10 ページを御覧ください。キの「学校教育」では、学校で支援が必要な子供が増えている中での、支援員や支援級の在り方や、登校支援の充実に関する御意見など、今日的な課題に対する取組の必要性について御意見をいただきました。

クの「コミュニティ・スクール」につきましては、放課後こども教室と放課後児童クラブの一体的な運用の必要性や、地域と一体となった学校運営についての御意見をいただきました。

最後に、ケの「教育施設環境」でございます。ここでは、学校の校庭緑化の進捗に関する御意見のほか、学校施設のバリアフリー化の推進についての御意見をいただいたところでございます。

11 ページ以降については、当日ヒアリングの際にお示しした資料を添付させていただいております。資料1として、小田原市学校教育振興基本計画の成果指標に係る評価、資料2として、取組状況・成果一覧をお示ししたほか、参考としては昨年実施した点検・評価後の状況をまとめたものになります。

報告書についての説明は以上でございますが、最後に、今後の予定を御説明します。

本日、報告書について決定をいただいた後、9月8日の市議会厚生文教常任委員会に概要を報告いたします。その後、ホームページへ掲出するとともに、小・中学校や幼稚園、公共施設へ配架をさせていただき、市民の皆様へも公表することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます

(質疑・意見)

○益田委員 市民へも公表するとのことですが、どのような方法で公表するのか教えてください。

○教育総務課長 今御説明した部分と少し重複しますが、まずはホームページの方に掲出させていただき、それから小・中学校、幼稚園、市内の公共施設の方に、配架をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○吉田委員 今御説明いただいた報告書の内容については、異議はありませんけれども、あの資料2のような書類を作る時に、やはり評価、振り返り、それから成果を示す時のエビデンスと言いますか、根拠を明確にする必要がやはりあると思います。

担当の方が良かったと思っただけではなくて、多分この裏には学校の先生方のお子さんの様子を見てとか、それから保護者の声を伺ったり、アンケート結果なども反映されているのではないかと思うんですけれども、その点に言及されていないと、恣意的な評価と印象付けられてしまいますので、是非エビデンスを示しながら、だから、成果があったと言えるんだというような書きぶりにしていただけると、大変ありがたく存じます。

よろしく願いいたします。

○教育総務課長 ただいまの御意見については、次期の教育振興基本計画の方にもきちんと適切に適用していきたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(8) 日程第4 議案第23号 いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明させていただきます。

いじめの重大事態の調査結果の公表のあり方については、先月の本委員会において、小田原市いじめ防止対策調査会会長からの答申について御報告させていただきました。この答申に基づき本市の方針として制定するため提案するものです。

内容について御説明いたしますので議案書をおめくりください。

1 調査結果の公表の意義についてです。いじめの重大事態の調査結果は、特段の支障がなければ公表を行うこととしている市いじめ防止基本方針を前提に、公表の意義として3点、「同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす」、「市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動や教育行政を推進することに役立つ」、「いじめの重大事態の調査に係る経過や手続き等を示すことで、調査結果の信頼性を保つ」を掲げています。

次に、2 調査結果の公表について勘案すべき要素です。市いじめ防止基本方針中、調査結果の公表について「総合的に勘案して判断する」としていることの方針については、

(1) 事案の内容や重大性については、いじめの重大事態の定義からみずれも深刻な事態であると考えられるため、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断とすることは適切ではないとしています。

2 ページをお開きください。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向については、公表についていじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を重視することを大前提とし、被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないとしながらも、具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して全ての件について公表することは可能と考えます。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響については、調査結果の公表により、個人が特定されることや情報が意図的に歪められて外部に伝わる可能性は否定できないことから、留意が必要であるとしています。

続いて、3 公表の方法についてです。

(1) 基本認識については、調査結果については全てのいじめの重大事態の調査結果について、基本的に公表するとし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、可能な限り社会と共有していくこととしております。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認については、公表する場合は、公表の仕方、公表内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認するとし、公表を望まない場合も想定されるが、どこまで公開するかの範囲については、市教育委員会が丁寧に調整するとしています。

(3) 他の関係児童等への説明については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者以外に対しても、可能な限り公表の目的を説明し理解を得るように努めるべきではあるが、同意を得ることまでは必要ないとしています。

(4) 公表資料については、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を集約した公表版（概要版）を作成すること、その内容については、人権に配慮すること、公表前に小田原市いじめ防止対策調査会に報告し内容を確認する手続きを設けるとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に最終的な公表資料の確認をすることとしています。

(5) 公表の方法は、市ホームページへの掲載を基本とし、社会的な関心が強い事案は、記者発表等広く公表することとしています。

4 ページをお開きください。

(6) 公表する期間については、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、市ホームページに掲載してから6箇月程度を基本とするが、公表期間中であっても公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得るとしています。

なお、公表方針につきましては、この後、9月定例会中の厚生文教常任委員会においても報告させていただきます。

説明は以上となります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(9) 報告事項 (2) 第2期小田原市教育大綱（素案）及び第4期小田原市教育振興基本計画（素案）について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは私から、御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。全体の概要について御説明いたします。

教育大綱については総合教育会議において、教育振興基本計画については教育振興計画策定有識者会議において昨年度から、改定についての検討を進めてまいりましたが、このたび素案がまとまりましたので、今後、パブリックコメントを実施するに当たり、素案の概要と策定までの流れを御報告させていただくものでございます。

初めに、「1 概要」の「(1) 趣旨」でございますが、教育大綱及び教育振興基本計画については、令和4年度末に対象期間の満了を迎えることから、人生100年時代を見据えた「生涯の学び」の視点を加味するとともに、昨今の社会状況の変化に伴う教育行政を取り巻く動向を踏まえ、一体的に策定するものでございます。

次に、「(2) 位置づけ」の「ア 教育大綱及び教育振興基本計画の法律上の位置づけ」でございますが、教育大綱が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、教育振興基本計画が「教育基本法」と、それぞれの根拠法が異なっておりますが、いずれも国の「教育振興基本計画」を参酌しながら、その地域の実情に応じて策定するものでございます。

計画の範囲といたしましては、教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、教育振興基本計画は、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

「イ 教育大綱及び教育振興基本計画の位置づけ」でございますが、本市の教育の理念である教育大綱と、それらを具体的に展開する教育振興基本計画を連動させ、本市の教育に関する施策を総合的に推進するとともに、教育大綱と並ぶ教育の重要な理念である「おだわらっ子の約束」及び市の最上位計画である第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ1.0」との整合を図りながら施策を推進するものでございます。

次に、「(3) 対象範囲」でございますが、乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の生涯を通じた学びを対象範囲とするものでございます。

次に、「(4) 教育大綱及び教育振興基本計画の期間」でございますが、大綱は4年間、計画は5年間としておりましたが、一体化を図っていくため、対象期間を5年間とし、令和5年度から令和9年度までを計画期間としております。

2ページを御覧ください。

「2 教育大綱及び教育振興基本計画の体系等」の「(1) 教育大綱及び教育振興基本計画の体系」でございますが、先ほど御説明いたしました、一体化に伴い、改定に際し大綱と計画の連動を図って示しております。

左側半分に記載の第2期 教育大綱は「基本目標」と「重点方針」で構成しております。3ページ(2) 基本目標を御覧ください。改定に際しこれまでの3つの目標に新たに「生涯の学び」の視点として、「4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり」を追加しました。

2ページの図にお戻りください。第2期教育大綱の重点方針については、生涯学習分野の内容を加味しつつ、現大綱と同じ9項目で構成しております。「1 学ぶ力」から「3 健やかな体」については現大綱をスライドしておりますが、「1 学ぶ力」は生涯にわたる学

びの推進やグローバル化の視点を追加しました。「2 豊かな心」は、多様性の視点に男女共同参画や多文化共生などの視点を追加しました。「3 健やかな体」は、生涯にわたる心身の健康、障がい者スポーツの視点、感染症予防の項目を追加しました。「4 関わる力」は現大綱の「生活力」の表現から変更し、主体性を身に付けること、キャリア教育やリカレント教育、ひとやもの、様々な出来事との関わり合いについての項目としました。

「5 家庭教育支援」は現大綱の「家庭教育」の表現から変更し、家庭・地域・学校・行政が連携協力を図りながら親子の育ちを支える環境づくりの視点を追加しました。「6 幼児教育・保育」は現大綱の「就学前教育」の表現から変更し、小学校入学前の家庭との連携の視点や、公民連携による幼児教育・保育の質の向上に関する項目を追加しました。「7 学校教育」は教育委員会機能の充実や教員のICT活用指導力の向上の項目を追加しました。

「8 地域とともにある学校」は現大綱の「コミュニティ・スクール」の表現から変更し、公民連携の視点の項目を追加しました。「9 学びの環境整備」は現大綱の「教育施設環境」の表現から変更し、学校生活や登下校中の安全確保に関する項目、今後進めていく新しい学校づくりに関する項目を追加しました。

次に、右半分の「第4期 教育振興基本計画」を御覧ください。「基本目標」については、大綱からスライドし、計画においても基本目標と位置付けるとともに、計画期間である令和9年度までの「目指す姿」を掲げました。また、生涯の学びの機会の充実を図りながら、それぞれの存在を認め合い、そしてそれぞれの可能性を最大限に発揮して、自分たちの幸せな社会をともに創っていく「社会力」を育むため、「1 学ぶ力」から「4 関わる力」の育成を計画においては重点におく「方向性」とし、施策を展開していきます。また、目指す姿の実現と方向性を支えるに向け施策を展開する「基本姿勢」として、「誰ひとり取り残さない学びの推進」「地域資源を生かした学びの推進」「公民連携による学びの推進」3つ学びの推進を掲げております。そして、詳細な施策の展開として「1 社会教育」から「5 学びの環境整備」を位置づけ、教育大綱の「1 学ぶ力」から「9 学びの環境整備」のすべての詳細施策を「施策の展開」の中に落とし込んでいる形となります。

3ページを御覧ください。

「3 策定のスケジュール」でございますが、教育大綱については、昨年度3回開催した総合教育会議の中で素案について協議いただき、その素案を受け、昨年度の2月から教育振興基本計画策定有識者会議において素案をもとに計画の策定を進め、今年度、有識者会議での検討も踏まえ、総合教育会議で協議をしていただきました。

今後につきましては、9月15日から10月14日までパブリックコメントを実施し、11月の第2回総合教育会議において第2期教育大綱の確定を、第4期教育振興基本計画については、11月の第5回有識者会議での検討を経て、11月の教育委員会定例会で確定してまいります。

4ページを御覧ください。

こちらは総合教育会議及び教育振興基本計画策定有識者会議の名簿となっております。

続きまして、教育振興基本計画（素案）について、前回の第4回有識者会議後の主な変更点の御説明をいたしますので、恐れ入りますが、計画（素案）冊子を御覧ください。

素案の1ページをお開きください。まず、「Ⅰ計画の策定にあたって」でございますが、「2計画の範囲」につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、学校教育に限定したのではなく、乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の生涯を通じた学びを計画の範囲としております。

次に、素案の2ページをお開き下さい。「Ⅱ策定の背景」の社会状況の変化でございます。ここでは、4ページからの「教育をめぐる現状と課題」と連動するような流れとするため、項目立ての検討をしてみてもという御意見をいただきましたので、大きく3項目に分けて再整理させていただきました。

1つ目は、従前もございました「人生100年時代における生涯を通じた学び」になります。文言を1箇所修正させていただいております。

2つ目は、「新型コロナウイルスによる社会変容への対応」として、①ウィズコロナ・ポストコロナ期における学び、それから②新たな日常の原動力としてのデジタル技術の活用という内容でまとめさせていただきました。コロナが与えた多大な影響を鑑み2番目に置かせていただいております。

3つ目は、「(3)社会変容に対応した目指す地域社会の姿」でございます。こちらは、従前、別々に項目立てしてございました①価値観の多様化と共生社会の構築、②社会のグローバル化と豊かな地域社会、③持続可能な地域社会の実現を、大きく1つの項目にまとめ整理させていただいております。

次に、4ページ「教育をめぐる現状と課題」でございます。ここでは、社会状況の変化の流れを汲んで整理が必要との御意見をいただきましたので、前段の文章の流れを意識した作りに修正させていただきました。

5ページ上段から6ページにかけては、「人生100年時代における生涯を通じた学び」であったり、「共生社会への理解」、「グローバル化への対応」といった視点を盛り込んだ文章に修正をかけております。また、従前の素案にはございませんでしたが、7ページにございます「社会の状況に応じた学習指導の充実」という項目を1つ追加してございます。

続いて、9ページの「Ⅲ基本目標」から15ページの「Ⅵ計画体系図」までの、主な修正点でございます。13ページに記載がございます、「おだわらっ子の約束の普及と実践」の扱いについて、従前は家庭教育支援に位置付けて整理してございましたが、小田原市民に深く浸透した価値のあるものとして、特出しして記述させていただくとともに、併せて15ページの計画体系にも、基本姿勢の上の部分ですが、加えて記載させていただいております。

17ページ以降の施策の展開については、20ページ中段を御覧ください。

基本施策1－(7)キャリア教育の充実について、学校教育での学びに加え、社会人になってからの学び直しの機会の充実についても触れさせていただきました。

最後に42ページの「Ⅶ計画の推進」でございます。

こちらの成果指標については、前回会議の場で、社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校、学びの環境整備の5項目で整理した指標をお示しさせていただきましたが、多数の御意見をいただき、まだ議論が必要と判断したため、具体的な指標についての記載は留保させていただきました。

主な変更点は以上となります。
以上で説明を終わります。

(質疑・意見)

○吉田委員 ありがとうございます。とてもわかりやすくなったと感じています。最後に御説明のあった具体の指標について、色々意見があったということですが、検討はいつして、いつ頃までに決まっていくのかということについて教えてください。

○教育総務課長 成果指標についての検討でございますが、直ちに進めておりまして、11月の第5回教育振興基本計画策定有識者会議の時には、パブリックコメントの内容等も踏まえまして、検討をしていきたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(10) その他

9 教育長閉会宣言

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（益田委員）